

令和2年2月7日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和2年2月7日（金）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1.2委員会室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：

5、議事日程

- 第1 議第42号 議事録署名委員の指名に関する件  
第2 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
第3 報告第12号 農地法第18条の規定による小作解約に関する件【合意解約】  
第4 議第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件  
第5 議第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長

係長 芹 口 孝 直

係

事務局 では、皆さん、定刻となりまして、皆さん揃われたので、今月の農業委員会のほうから始めたいと思います。

それでは、本日は高森町農業委員会委員14名のうち14名が出席されておられます。高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

まず、会長より御挨拶をお願いいたします。

議長 こんにちは。皆さんも御承知のとおり、阿蘇山が元気良すぎて、これはそろそろ作付をする時期になって、何か弊害になりはしないかと心配をしております。

それでは、総会に入りたいと思います。

#### 「議第42号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和2年2月7日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議事録署名委員に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 一任します。

議長 はい。一任という声がございますので、本日は9番の三森一男委員、10番の甲斐正一委員をお願いをいたします。よろしく申し上げます。

#### 続きまして、「報告第11号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和2年2月7日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらにつきましては相続に関する案件になりますので、事務局のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、4ページをお開きください。

まず、番号1、こちらは4ページのとおりとなっております。補足資料については、2ページ、3ページのとおりです。

続きまして、番号2、こちらは内容のほうは、4ページから5ページのとおりです。補足資料は、4ページから5ページです。

続きまして、番号3、こちらの内容は5ページのとおりとなっております。補足資料は、6ページのとおりです。

続きまして、番号4、こちらは5ページのとおりとなっております。補足資料は、7ページのとおりです。

議長 はい。今、報告をしてもらいましたけれども、何か御意見等ございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、報告のとおりにいたします。

続きまして、「**報告第12号**」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約に関する件について。別紙のとおり本委員会に報告する。

令和2年2月7日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらについても、事務局のほうから御説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

番号1については、双方合意の解約ということで、補足資料が9ページのとおりとなっております。

議長 報告をいただきましたが、何か御意見ございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、報告のとおりにいたします。

続きまして、「**議第43号**」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年2月7日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。それでは、1番につきましては、9番の三森一男委員のほうから説明をしていただきます。

9番委員 議第43号、農地法第3条審議資料。

9ページの1番です。御覧のとおりとなっております。また、補足資料は、11・12ページを御覧ください。よろしく申し上げます。

議長 これは採草放牧地として使っているのか。

9番委員 補足資料を見てもらうと分かりますが、これはもう現に牧草を植えられておりますので、何ら問題はないと思います。

議長 はい。

事務局 補足の説明をさせていただきます。

さっき三森委員が言われたとおり、ここは現在、譲受人の方が既にもう牧草を作っているということでございます。以上です。

議長 はい。そしたら、今説明がございましたが、何か御意見ありますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようでございましたら、1番はこれで決定をしたいと思  
います。

続いて、2番につきましては、6番の工藤進二委員に御説明をお  
願いたしたいと思ひます。

6番委員 議第43号、農地法第3条審議資料。

2番のとおりです。補足資料は、13ページ、14ページです。  
よろしくお願ひします。

議長 御意見ございますか。ありませんか。  
(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、2番についてもこれ  
で承認したいと思ひます。

続きまして、3番につきましても、工藤進二委員にお願ひをし  
たいと思ひます。

6番委員 議第43号、農地法第3条審議資料。

3番のとおりです。補足資料は、15ページと16ページを御覧  
ください。お願ひします。

事務局 こちらは、補足資料の15ページを見ていただきますと、4筆の  
ような形になっておりますが、16ページのとおり、実際は1枚に  
なっております。これは昔の字図がそのまま重なっているので、一  
応筆数としては4筆ということでカウントをしておりますが、現状  
は16ページのような形になっているということでございます。以  
上です。

議長 私は、畑と思つてましたが、実際田だったんですね。

6番委員 もともとは横山水路の関係で田になつてた土地です。私も田だ  
つたことは記憶にございませぬ。

議長 何かありませんか。  
(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということで、3番もこのとおりで承認をしたいと思  
ひます。

続きまして、4番につきましても、工藤委員に御説明を求めま  
す。

6番委員 議第43号、農地法第3条審議資料。

4番を御覧ください。補足資料は、17ページ、18ページにな  
ります。よろしくお願ひします。

議長 売買による所有権の移転でございますけれども、何かございま  
すか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということで、4番もこのとりに決定をいたしま  
す。

事務局 続きまして、「議第44号」  
農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和2年2月7日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。この案件につきましては、1番を7番の矢津田委員さんに説明を求めます。

7番委員 議第44号、農地法第4条審議資料。  
12ページのとおりです。補足資料は、20ページ、21ページ。町外に居住しており、後継者もいないため耕作できない。植林して山林として管理したいということです。

事務局 補足の説明をさせていただきます。  
補足資料の20ページ、これはちょっとモノクロで場所が分かりにくいですが、こちらは〇〇〇、〇〇〇があるところから北に入っていく、小さな道に入っていくところにある農地になります。

議長 これは写真で見ると、左右、東西だろうと思いますが、畑地か原野化してみえるが現況はどうなっていますか。

7番委員 相談があっていないので分からない。現地は行ったことはあるが両方向が山に囲まれたところですね。

事務局 申請者の方は、町外の方でありましたので、農業委員さんのお名前と御自宅の電話番号をお教えしておりました。ですので、もう矢津田委員のほうに御説明があっているものかと、すみません、私どものほうは思っておりましたので、もし今後、議案を見て、先月も申し上げたんですけど、これは聞いてないよというような案件がございましたら、すぐに事務局のほうに御連絡のほうをお願いいたします。

議長 私も、この場所に行ったことないですが、〇〇〇方面に出るあの道かなという感じです。  
それと、矢津田委員にちょっとお尋ねですが、大変申し訳ないですが、これ字名は何と読んだらいいですか。

事務局 こちらは「ヒガシゴボウザコ」というそうです。

議長 分かりました。今説明があったようなことでございますけれども、いかがでしょうか。

事務局 補足の説明で、こちらは両側農地ですが、同意書のほうが提出されております。現地を見に行ったら、特に耕作はしていませんが、管理はしてあるような状況でした。

議長 いかがな扱いをいたしましょうか。隣接の同意書も取れていることであれば、もうやむを得ないと私は個人的には思います。それでよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、1番については、そういうことで決定をいたします。

続きまして、番号2につきましては、3番の首藤委員さんの説明を求めます。

3番委員 議第44号、農地法第4条審議資料の12ページですね。2番です。参考資料は22ページから23ページにありますけれども、これも申請地が農地であるのに植林されているということが最近になって判明したということで、申請者の父が生前、植林を行っていることにより、無断転用状態になっているということで、始末書を添えた上、転用申請を申し出ているということです。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

事務局 補足の説明をさせていただきます。

こらち補足資料の22ページにありますとおり、山林に囲まれた農地であります。南側はもう谷になっておりまして、その谷とこの農地の間に3、4m段差があるような状況です。以前は耕作用の飼料等を作られていたそうです。その以前というのも、もう申請者さんのお父様が三、四十年前にしていたというような記憶があるというようなことで、現在はもう山林化しているような状況になっております。

議長 ありがとうございます。

今、これを見てもらえば分かるように、耕地としての価値というのはほとんど見いだせないというような状況のところにあるような気がします。

議長 この案件につきましてはいかがでしょう。異議ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 ないということで、この2番の案件につきましても、このように決定をいたします。

これもちまして、本日の議案は終了いたします。

令和2年2月7日高森町農業委員会総会の議事録  
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員